

1998

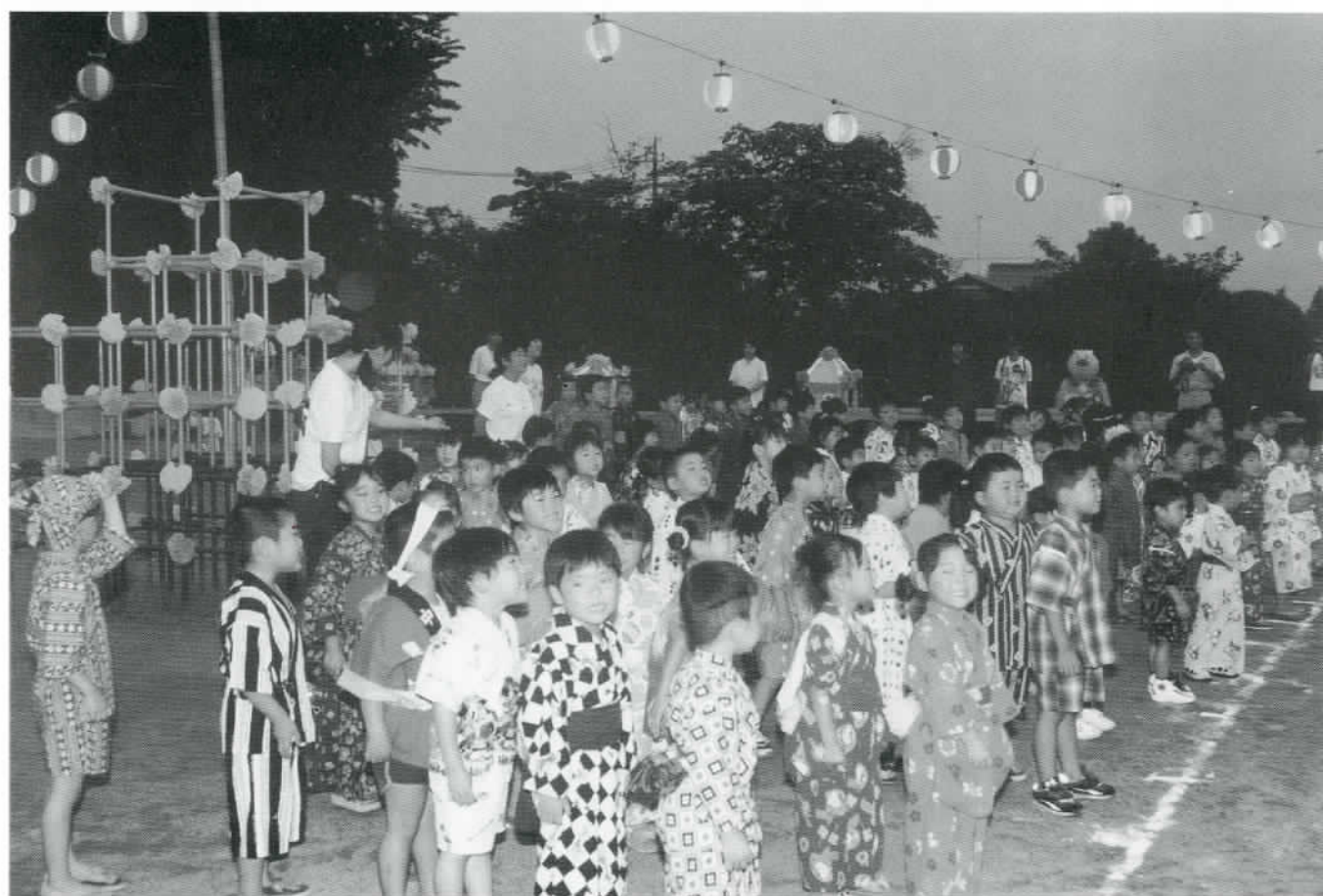
8月号



353

広報

かわち



涼風 盆踊り花火大会

8月1日金江津保育所において盆踊り花火大会が行われました。ゆかた姿やはっぴ姿に着飾ったちびっ子たち。ビデオカメラマンのお父さんたちを引き連れて…今夜は主役！

踊りにおみこし・花火と夏の夜をおおはしゃぎで楽しみました。

健康な暮らしを守る

国民健康保険

みなさん一人ひとりの保険税が国保を支えています

私たちが病気やけがなどで病院にかかる場合、かかった医療費の一部を支払うだけで医療が受けられます。残りは、国民健康保険が負担してくれます。そして、この国民健康保険の財源は、国や県からの補助金と私たちが納めている国民健康保険税によって賄われています。

このように、国民健康保険の制度は、私たちが病気やけがをしたときに、医療費の負担が少しでも軽くなるよう健康なときにもお金を出し合う（保険税）という、相互扶助を目的とした制度です。

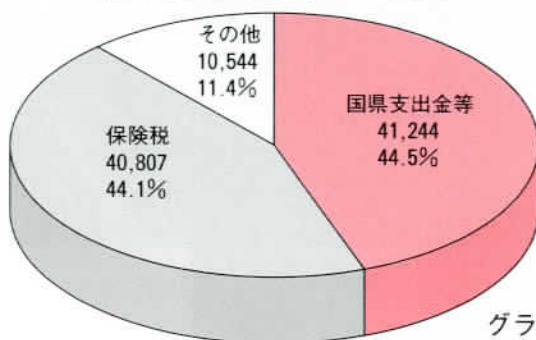
また、七十歳（寝たきりなど）の場合は六十五歳）以上のお年寄りには、病院にかかるときの費用の負担を軽くして、安心して医者さんにかかることができます。これが老人保健制度で、高額な医療費に悩むことのない、安心した老後を送っていただくための制度です。

平成九年度 国保会計決算状況

平成九年度国民健康保険特別会計の決算状況（千円以下省略）をみると、支出総額は八億六千六百六十一万円でした。このうち、支出の中心の保険給付費（病院にかかったときや出産、死亡時に支払う費用）は六億四千八百万円で全体の七三・九%を占めています。

歳入

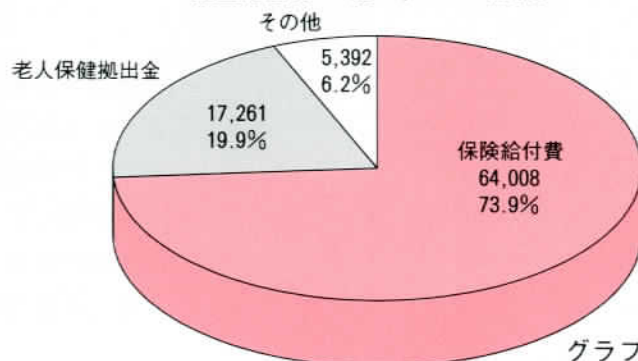
歳入総額：9億2,596万円



グラフ内単位：万円

歳出

歳出総額：8億6,661万円



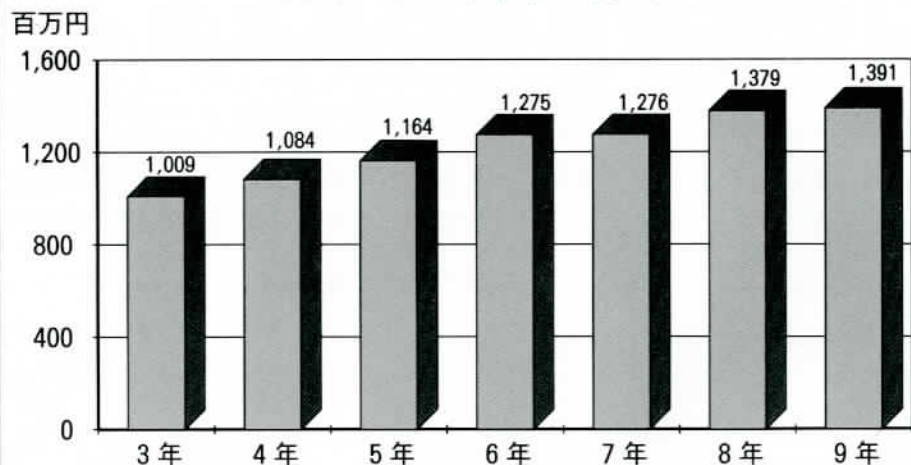
グラフ内単位：万円

一方、収入をみると、収入総額九億二千五百九十六万円のうち、私たちが納めた保険税額は四億八百七十万円で、収入総額に対して四四・一%を占め、国県支出金の四億一千二百四十四万円（四四・五%）とともに国民健康保険運営の大きな柱となっています。このように、国保税は、制度を維持するための大切な基盤であり、国や県からの負担と合わせて、私たちの健康な暮らしを守る重要な財源となっています。

平成九年度医療費 一三億九千百万円

河内町の昨年度医療費総額は一三億九千八十八万円で、五年度と比べると実に二億二千七百万円の増額となっています。

河内町医療費の推移



表一 医療費別世帯数

医療費	世帯数	医療費	世帯数	医療費	世帯数
10万円未満	396	200万円以上 300万円未満	79	1,000万円以上	2
10万円以上 30万円未満	475	300万円以上 400万円未満	49	小 計	1,943
30万円以上 50万円未満	312	400万円以上 500万円未満	14	無診療世帯	109
50万円以上 100万円未満	396	500万円以上 600万円未満	13	合 計	2,052
100万円以上 200万円未満	198	600万円以上 700万円未満	11	300万円以上 の 世 帯	89

一世帯当たりの医療費が三百万円以上の世帯は八十九世帯、一年間に一度も医者にかからなかった、健康世帯は百九世帯となっています。

医療費別世帯数状況

一世帯当たり



219,524円

一人当たり



83,653円

納めた保険税

河内町の九年度の数字

一世帯当たり



713,270円

一人当たり

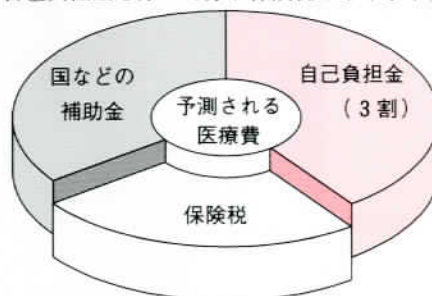


268,664円

支払った医療費

保険税の決め方

その年に予測される医療費から、国などの補助金、被保険者が医療機関の窓口で支払う自己負担金を除いた分が保険税となります。



所得割	資産割	均等割	平等割
世帯の収入に応じ 所得×7.76%	世帯の資産に応じ 資産税×50%	世帯の加入者数に応じ 1人14,000円	一世帯に いくらかと 23,000円

一世帯ごとの保険税が決まります

課税限度額 53万円

お年寄りが医療を受けるとき

70歳以上（一定の障害のある人は65歳以上）の人は「老人保健制度」で医療を受けます。70歳の誕生日をむかえたら、14日以内に住民課の担当窓口へ届け出て、「健康手帳」「医療受給者証」の交付を受けてください。

対象となるのはいつからか？

70歳の誕生日の翌月から老人保健で医療を受けます。ただし、月の初日が誕生日にあたる場合は、その月からの開始となります。

☆ 老人保健制度 ☆

医療費の自己負担額

	外 来	入 院
平成10年 4月1日から	1日につき 500円	1日につき 1,100円
支払いの方法など	1か月に4回(2,000円)を限度として、一つの医療機関ごとに支払います。 ただし医科と歯科では別々に支払います。 平成11年度より医療費の伸びに応じてスライドします。	入院日数分支払います。 平成11年度 1日1,200円 ●住民税非課税世帯等で高齢福祉年金を受けている方は1日500円を入院日数分支払います。(入院時一部負担金減額・薬剤一部負担金免除認定証が必要となりますので事前に申請してください。) ●住民税非課税世帯等の方は1か月に35,400円を限度とします。(入院時一部負担金限度額適用認定証が必要となりますので事前に申請してください。)

※外来の薬剤にかかる一部負担と入院時の食事代は、国保と同様に定額の自己負担となります。



お医者さんにかかるとき

病院などの窓口で、国保の保険証・健康手帳・医療受給者証を提示してください。

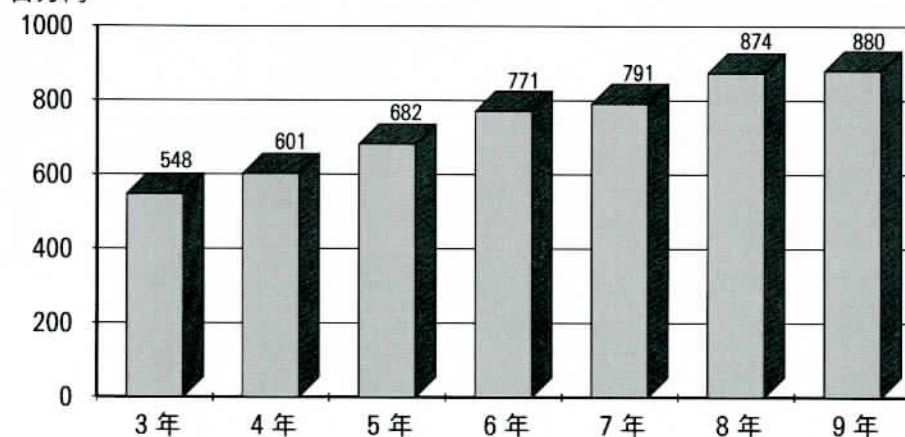
河内町老人保健医療費の推移

◆◆◆ 増えつつける医療費 ◆◆◆

お医者さんの上手なかかり方
- 医療費を有効に使うために -

- ①重複受診はやめよう
- ②できるだけ診療時間内に受診しよう
- ③むやみに薬をほしがるのはやめよう
- ④早期発見・早期治療を心がけよう
- ⑤家庭医をもとう
- ⑥健康診断を受けよう

百万円



0157家庭の対策

《食中毒予防のポイント》

一昨年日本中を大騒ぎさせた腸管出血性O157。県内においても、夏場を迎えて、感染者が多発しています。5月から6月にかけて、12名（有症者8名、無症者4名）の発生がありました。十分な注意が必要です。

特に、家庭が原因と思われる散発事例が多く発生しています。O157だけでなく、食中毒は、毎日食べている家庭の食事でも発生していますし、発生する危険性が潜んでいます。

家庭における食中毒予防のためのポイントを紹介します。

Point 1: 《食品の購入、保管》

- 肉、魚、野菜などの生鮮食品は新鮮なものを購入しましょう。
- 表示のある食品は、消費期限などを確認して購入しましょう。
- 冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったら、すぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- 冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意しましょう。（目安は7割程度）

Point 2: 《調理前の心掛け》

- 井戸水を使用している家庭では水質に十分注意して下さい。
- まず、下準備に入る前に手を洗いましょう。特に、生の肉、魚や卵を扱った後には、手を洗いましょう。また、途中で動物に触ったり、トイレに行ったり、おむつを交換したり、鼻をかんだりした後は、必ず手を洗って下さい。
- 包丁やまな板は、肉用、魚用、野菜用と別々に揃えて、使い分けると安全です。

Point 3: 《調理》

- 調理を始める前に、台所がよごれていないか見渡してみましょう。また、ふきんやタオルは清潔なものと交換しましょう。さらに、手を洗いましょう。
- 加熱して調理する場合は、中心部まで十分に加熱しましょう。目安は、中心部の温度が75℃で1分間以上加熱することです。

Point 4: 《食事》

- 食卓につく前に手を洗いましょう。
- 清潔な手で清潔な器具を使い、清潔な食器に盛り付けましょう。
- 調理前や調理後の食品は、室温に長く放置してはいけません。例えば、O157は15～20分間、室温に放置しただけで2倍に増えます。

Point 5: 《残った食品》

- 時間が経ち過ぎたら、思い切って捨てましょう。
- 残った食品を温め直す時も十分に加熱しましょう。目安は、75℃以上です。

食中毒予防の3原則は、「清潔、迅速、加熱・冷却」です。

食中毒は基本的な予防方法をきちんと守れば防ぐことができます。幼児や老人などの体力の低下している方への食事には特に気を付けて下さい。また、夏場は、誰もが体力が落ちたり、抵抗力が低下しがちな時期でもあります。健康管理に気を付けることも大切です。

◆O157に関する発生予防情報については、「いばらき食中毒感染症FAX掲示板」ご利用下さい。

FAX番号：029-221-1570

町議会定例会

一般質問

六月十六日から十九日にかけて開かれた第二回定例会では、八件の一般質問がありました。
その概要をお知らせします。



防災無線について

住宅構造も変わり、また、機器についても老朽化をしてまいりました。調査をしたところ方向性の悪いところ、弱いところ等出てまいりました。大きな予算を伴いますので、修繕、あるいはデジタル化、戸別受信機等と財政的な問題を踏まえて検討をしていきたいと思っています。又、この事業費に対しては空港公園との折衝を考えております。

防災について

利根川河川敷の飛行機墜落事故に対しては航空機運航における安全化をということで、大利根飛行場に対し文書で申し入れてあります。竜ヶ崎飛行場の騒音等に対しても何回となく申し入れはしておりますし民間の航空会社に対して

は、いろいろな面で安全性を確保し、騒音等を考えれば今後の課題として検討したいと思っています。成田国際空港関連の防災訓練については、ジャンボ機が落ちたことを想定し千葉県では成田市と山武郡で行っております。茨城県では一度も行ったことがなく空港公園にはことあるごとに要望をし、今年度は稲敷広域消防本部を中心に、茨城県、空港公園を交えての訓練をする方向で検討をしています。

市町村合併について

市町村の合併については具体的な動きはありません。これから地方の時代といわれておりますが、人口二十〜三十万人の都市形成をしていかないと対応ができないのではないかと思います。合併する場合には町の特性を生かせるような方向でという考えを持っております。

公共工事について

生板小学校旧プールの件についての業者さんとの話合いにつきましては、五月二十日に社長さんが

議会だより

見えまして話し合いをいたしました。二十年という月日が過ぎ、曲がった時点で話をしておけばよかった方向があったのではないかと思います。我々行政側にもそのまま放置しておいたということ、又、施工した中で曲がって迷惑であったという感じでお互にきちっとした方向性を出して皆さんにもご理解の得られるような回答をいただければということ、社長さんからは十分に、前向きに検討しようということと別れたのです。その後、文書での回答がありましたが一度話し合いを持ちたいということをお聞きしておりますので継続をしております。

財政問題について

平成九年度の決算については見込みですが、歳入五十億二千九百一十一万七千円、歳出四十七億一千五百六十七万五千円、差引き三億一千三百四十九万六千円の繰り越し見込みです。空港公団からの周辺対策交付金については一億二千万円から三千万円位です。

維持補修費については八年度九千八百万円で九年度については当初予算で六千八百万円位まで圧縮

し計上しました。

職員の超過勤務手当について、八年度四千六百七十万円に増えたものを九年度当初予算で二千五百万円に圧縮し計上しております。経常経費の中で特に人件費の占める割合が多く、又、消耗品、需用費等を含む物件費についても極力抑制し、さらに経費の節約ということを踏まえ今回の繰り越しになったということです。

財政力指数については当分の間〇・三七かなという見通しです。

財政調整基金の状況ですが九年度に五千万円取り崩しましたが今年度については今回の補正予算の中にもありますが、基金の取り崩しはいたしません。

公共工事の

発注について

平成九年度の工事の入札件数は、四十件で落札件数は町内業者者二十四件、町外業者者十六件です。随意契約については発注が五十件で町内業者が三十件、その他が二十件です。

設計については、入札、随意契約あわせて二十八件で町内業者六件、町外業者二十二件です。町外業者と申しまして、町出身者が

周辺の町に事務所を構えておりますので、町外業者になったということ、です。

瑕疵担保の問題等については、きちんとしなければいけないということ、で今いろいろ検討しております。地盤が悪い、柱の曲がりなど、確かに設計が悪かったのか、施工が悪かったのか、発注が悪かったのか、この三つの問題の中から検討していかねばならないだろうと思います。施工主さんとの話し合いの中でも、お互いに納得できるように話し合いを進め、前向きで検討しようということと別れていきます。

福祉センターの工事契約問題については文書の取り交わしはありません。

龍ヶ崎地方塵芥

処理組合について

ダイオキシン問題については、調査をした「数値」が地元の住民サイドと組合・県サイドそれぞれの数値の違いはどこにあるのか問題になっております。城取清掃工場の煙が人体に及ぼす影響力があるということ、で訴訟を起こされていますが、その因果関係はまだ実証されたわけではありませんし、

この町への影響については、未だ不明です。今後、人体血液中のダイオキシン濃度の測定を厚生省、県が周辺住民を対象に実施をします。組合では先般も会議をもちまして稼働率を四十トン、四十五トンにし、周辺にゴミを野積みしないようにしていこうという申し合せを行い、大変ご迷惑をかけておりますけれど、一日も早く取り除けるようにしていきたいというのが今の組合の考えです。

土地開発公社について

県道用地買収の際、両サイドに残りました土地については、開発公社の場合あくまでも公有地の拡大に関する法律に基づいて買収をします。買収目的があるいは代替え目的がきちつとされていらないもの、又、県から受委託の契約がなされないものについては開発公社での対応は難しいと感じます。



介護保険制度の概要

老後の最大の不安要因は介護の問題です。
介護保険は高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。



なぜ介護保険が必要なのでしょう

町の65歳以上の人口は、約2,500人。5人に1人が高齢者です。今後も増える傾向にあり、介護する側もされる側も高齢であるケースや介護する側が、心身の疲労により倒れてしまうというケースも少なくありません。介護保険制度は、これまで個人そして家庭が抱えてきた介護という問題を社会全体で支えていこうという制度です。

介護保険の仕組みは

介護保険制度の仕組みは、医療保険制度に似ています。医療保険では、けがや病気で医者にかかる時、その費用の一部を自己負担で支払い、残りは医療保険から支払われます。同様に介護保険では、寝たきりや痴ほうなどで介護サービスを利用したとき、かかった費用の1割を利用者が負担。残り9割を保険料と公費で支払うという仕組みです。

保険料はどうなるの

40歳以上のすべての方が、介護保険の加入者となり保険料を支払うこととなります。

○65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料は所得に応じ市町村ごとに設定されます。保険料はすべて自己負担です。年金額が一定額以上の方は、年金から天引きされますが、それ以外の方は直接町に支払うことになります。

○40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

保険料は、現在加入している医療保険の種類や、所得によって異なり、医療保険料と一括して支払うことになります。

町の取組みは

平成12年4月にスタートする介護保険に向け、町ではさまざまな準備を行うこととなります。

○高齢者一般調査

65歳以上の方を対象に、8月に高齢者一般調査という調査票を町から郵送いたしました。調査票がご家庭に届きましたら、今後の参考になる大切な資料となりますので、ご協力をお願いいたします。

○高齢者一般調査票の回収について

調査票回収につきましては、各地区の保健推進委員が8月末日までにお宅まで伺いますので、調査票回収にもご協力をお願いいたします。

○介護保険事業計画策定委員会の設置

これは平成12年以降5年間の高齢者の保健や福祉施策の決定、サービスの充実などを計画するものです。また、毎月の介護保険料をいくりにするのか、その参考になる非常に重要な計画です。現在、介護を必要とする方がどれだけいるのか、そのサービス量がどれだけ必要なのか見定め、高齢者をはじめ、町民の方々、また有識者の方々からも広くご意見、ご要望をいただき、町民と行政が一緒になって計画を作成していきます。

介護保険サービスの利用のながれ

介護が必要な
高齢者

困った



在宅介護サービス

訪問介護（ホームヘルパー）
訪問入浴
訪問介護
訪問リハビリテーション
日帰りリハビリテーション（デイケア）
居宅療養管理指導
（医師・歯科医師による訪問診療など）
日帰り介護（ディサービス）
短期入所生活介護（ショートステイ）
短期入所療養介護（ショートステイ）
有料老人ホームにおける介護
福祉用具の貸与・購入費の支給
住宅改修費の支給（手すり、段差の解消など）

介護保険施設

介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）
介護老人保健医療施設
（老人保健施設）
介護医療型医療施設
・療養型病床群
・老人性痴呆疾患療養病棟
・介護力強化病院（施行後3年間）



●本人や家族などが申請

かかりつけ医師
の意見書

訪問調査

市町村

認定

介護認定審査会

要介護状態・要支援状態が否か、及びその程度を判定します。

介護サービス計画

（本人の希望を尊重して介護支
援の専門員がサービスの利用
計画をつくります。）



児童扶養手当を受けている方は

現況届を提出して下さい

児童扶養手当とは、さまざまな理由により父親と生活をしていない18歳未満の児童を養育している方に支給されます。

特別児童扶養手当を受けている方は

所得状況届を提出して下さい

特別児童扶養手当とは、中程度以上の心身障害のために日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。

■提出期限 両手当とも、8月11日から9月10日まで

※ただし、両手当とも、平成10年7月以降に申請された方は除きます。

児童扶養手当の要件が広がりました

今まで未婚の母子の場合、認知を受けると、児童扶養手当が受給できませんでした。が、今回児童扶養手当法施行令が改正になり、7月から手当が請求できるようになりました。

問合せ先 民生課

☎（84）2111 内線162

農業者支援センター

だより



稲作経営の再構築

国の保護政策によって支えられてきた稲作農業も、自由化競争の時代にはいりました。稲作を基幹としたわが町にとっては、米価の下落や生産調整の強化など、今までに経験したことのないきびしい状況を迎えております。まさに農業ビックバンの到来です。

しかし先祖から受け継いだ農地によって生活を維持してきたわれわれは、この優良農地を守り、次代へ引き継いでゆく義務があると考えられます。また、将来予想される世界的食糧危機に備えるためにも、ふるさとの環境を保つてゆくためにも、農地の保全はおろそかにはできない重大事です。しかしこれからの農業経営は、生産、流通、販売全般にわたって個人対応では限界があり、組織化によって現況打開の道を開いてゆく必要があります。

組織活動の必要性

このような状況をふまえ、町では平成六年、認定農業者を主軸とした「河内町規模拡大農家協議会」が結成されました。

発足当時四十七名だった会員も現在九十

五名(内法人が四経営体)と増えてきました。いづれも四、五十代の人たちで、現在、そして明日の農業をになう貴重な人材です。協議会は、現在のきびしい経営状況をきりぬけてゆくため、着々と活動を続けており、これからの産地間競争に備えて、良質米の生産技術や、流通、販売、加工などの学習により、企業感覚を養いながら、多方面にわたる、情報収集や実践活動を行っております。

協議会は、定期的に会合を持ち、本年度も各部門別の研究会や、先進地への視察研修、各種講演会への積極的参加や企画などを計画して、今後の農業経営への意欲を燃やしております。

また、協議会のメンバーは、いづれも経営規模の拡大を望んでおりますので、農地の賃貸、作業委託などをお望みの方はこれらの専門農業者におまかせして、農地の保全、有効利用にご協力ください。

後継者組織の状況

平成八年、町農業の担い手を志す青年後継者による研究組織(KYAPクラブ)も結成されました。(会員九名)

各部門別の先進地視察や、パソコン技術の広域交流などを通じて、二十一世紀の農業へ向けた合理化経営の学習に熱心に取り組んでいます。

このように農業の担い手が組織化されてゆくことは、わが町の農業の明るい将来を期待できることで、心強いことです。

KYAPクラブ(河内町農業後継者団体)からのお知らせ

平成8年9月20日、河内町において、将来の河内町の農業を担う農業後継者団体が設立されました。

現在、20歳前半から40歳までの会員9名で構成され、経営の内容は、水稻に限らず、施設園芸、酪農、キノコ栽培、レンコン栽培等様々です。

本年度の活動の計画については、定例会(偶数月第2金曜日)、パソコン研修会への参加、先進地視察、直販によるPR活動、他市町村の後継者クラブとの交流会等を行う予定です。

専業、兼業、男女、長男、次男等にかかわらず、活発な会員を随時募集しています。まずは「遊びに行く」という感覚で参加されてはいかがですか。

事務局は役場産業課内に設置されていますので、「われこそは」と思う方、「家の子供を是非」と思われる方はお問合せください。

- 参加資格 18歳以上40歳以下
- 募集期間 随 時
- 申込方法 電話又は、役場産業課窓口までお願いします。

■申込方法・問合せ先 河内町役場産業課
☎84-2111(内線142)

専業、兼業の別なく、農業に関心のある方の多数の参加をおすすめいたします。「水と緑」を守り、住みよい豊かな町づくりのためにも、これら組織の育成には、町民皆様のご理解ある応援をお願いするところです。



パソコン研修会

街のできごと

手作りのふれあいの一日

福祉まつり



7月11日、年中行事としてすっかり定着した第7回福祉まつりが福祉センターで行われ、家族連れなど約400人でにぎわいました。会場は、福祉作業所部門やデイ・サービス部門など各部門ごとの模擬店などのほか、ボランティアの皆さんによるまぜご飯やおにぎりの販売、福祉作業所に通う皆さん手作りの木工製品の販売などにぎわいました。

また、各趣味クラブの発表会では民謡や踊り、カラオケなどの熱演に観客の皆さんから惜しみない拍手がおくられていました。

かわちのお米 “TBS放映”

錦糸町そごう「朝市」で大好評



東京都錦糸町にある大手デパート「錦糸町そごう」は、商品の販売拡大をねらい、今年7月の毎週土曜日曜に、各地域の特産・名産物を取り揃え「朝市」と称し、イベントを開催しました。

我町でも、錦糸町そごうのご配慮を得て、河内ブランド「おかずのいらななかわちのお米」のPR販売をさせて頂きました。

お客様からは、「このお米おいしいね。」「食味が表示されていてわかりやすい。」「パッケージが素敵ね。」などと大好評。

中でも7月11日には、TBS「情報!もぎたてサラダ」がこのイベントの収録に訪れ、野高町長が取材に応じ、7月17日に番組の中で放送されました。

善意のご寄付

(敬称略)

十三間戸 渡辺 保之

50,000円

福祉センター

ボランティア一同

25,000円

社会福祉協議会へ

江戸崎ライオンズクラブ

100,000円

町環境整備事業へ

敬老福祉大会

期 日 10月4日(日)

会 場 河内中学校体育館

招待者 70歳以上のお年寄り

70歳以上のお年寄りの皆さんには、後日招待状を差し上げます。



自衛官募集

◆ 問合せ先 ◆ 竜ヶ崎募集事務所 64-3351

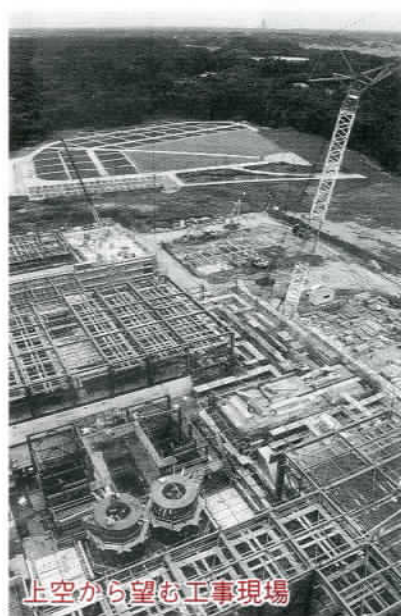
一般曹候補学生、曹候補士、2等陸・海・空士

募集種目	一般曹候補学生	曹候補士	2等陸・海・空士	
			男 子	女 子
受付時間	8月3日～9月11日	8月3日～9月11日	随 時	8月3日～9月11日
試験期日	1次: 9月19日 2次: 10月7日～12日の間の指定する1日	1次: 9月19日 2次: 10月7日～12日の間の指定する1日	受付後に指定	9月28日～29日
合格発表	1次: 10月1日 最終: 11月19日	1次: 10月1日 最終: 11月24日	受験日からおおむね1ヵ月以降に通知	11月24日
入 隊	99年3月下旬～4月上旬		採用予定通知書で通知	99年3月下旬～4月上旬





新清掃工場の愛称を募集します



上空から望む工事現場

新しいごみ処理場に ステキな名前を付けてください！

龍ヶ崎市板橋町に建設中の新清掃工場は、来年4月の稼働を目指して現在、急ピッチで工事が進められています。灰溶融などの最新技術を駆使し、公害を出さないクリーンな施設・新清掃工場の愛称＝ニックネームを募集中。施設にピッタリの、ステキな名前を付けてください。たくさんのご応募、お待ちしております。

●**募集期間** 平成10年10月末日まで

●**応募方法** 官製ハガキか役場都市計画課に備え付けの応募用紙でご応募ください。愛称名・その理由・住所・氏名・年齢・性別・職業(学校名)・電話番号を明記して下記まで。複数応募も可能ですが、用紙1枚につき1点までとさせていただきます。愛称を考えた際のエピソードなどがあれば、理由欄に書き添えてください

●**応募資格** 龍ヶ崎地方塵芥処理組合構成自治体(龍ヶ崎市・利根町・河内町)に在住・在勤・在学の方

●**賞** 採用作品(同一名複数の場合は抽選)には2万円の図書券を進呈。また、応募者全員の中から抽選で10人程度に3千円の図書券をプレゼントします

●**審査・発表** 11月中に審査を行い、12月発行の『広報』紙上で発表します

●**その他** 応募作品は返却しません。作品の著作権は龍ヶ崎地方塵芥処理組合に帰属します

問
合
せ
応
募
先

郵送の場合＝龍ヶ崎地方塵芥処理組合〒301-0902
稲敷郡新利根町上根本4062-3 ☎0297-87-2017

応募用紙の場合＝河内町役場都市計画課
☎0297-84-2111 内線155



新清掃工場の完成予想図。平成11年4月の稼働を予定しています。

【ごみ焼却施設】

最新技術を駆使した清掃工場の中核です。公害防止対策も万全で、処理能力は1日180トン誇ります。

【灰溶融施設】

清掃工場でごみを燃やした後に残る焼却灰を再び高温で熱し、「スラグ」と呼ばれるガラス質に変えて有害物質を封じ込める施設です。同時に、ダイオキシン類を熱分解し無害化します。1日の処理能力は24トンです。

【リサイクル施設】

ごみの中から再利用可能な「資源」をより分け、再生ルートへ乗せます。限りある資源の有効活用を促す施設です。1日60トン进行处理でき

建設中の施設をご紹介します

ます。

【最終処分場】

灰溶融処理されたスラグを埋め立てるのが最終処分場です。二重化された遮(しゃ)水シートに加え、自己修復シートや保護のための不織布を敷き詰めるなど、高い安全性が約束されています。埋め立て可能な容量は約12万立方メートルです。

【管理棟(プラザ棟)】

清掃工場の管理運営は管理棟(プラザ棟)で行います。また、ここでは町民の皆さまにリサイクルの重要性をご理解いただくため自転車・家具などを修理する工房、スラグを利用した陶芸教室、リサイクル展示室などが設置されます。

※募集する愛称は、上記の施設を総称した名前です。



→龍ヶ崎市板橋町に建設中の新清掃工場（11月7日撮影）



焼却炉の一部は、すでに工場本体に組み込まれました



ほぼ完成に近づいた最終処分場



灰溶解施設のプラント

来年4月稼働に向けて工事も急ピッチ

第2回長塚節文学賞大賞を受賞

茨城県石下町・節のふるさと文化協議会主催による第2回長塚節^{ためし}文学賞大賞（短歌部門）に河内町大徳鍋子新田の青木保さん（七十三才）が見事選ばれました。

〈大賞受賞作品〉

来る度に 離り住めるを 詫びし子は

位牌となりて 家に戻りぬ



熱き魂を
追い求める人々へ

ガイド

役 場 ⑧4 2 1 1 1

FAX ⑧4 4 3 5 7

水 道 課 ⑧4 2 3 6 1

つつみ会館 ⑧6 3 7 4 0

保健センター ⑧4 4 4 8 6

学校教育課 ⑧4 3 3 2 2

生涯学習課 ⑧4 2 8 4 3

(中央公民館)

給食センター ⑧4 2 8 4 5

福祉センター ⑧4 3 6 9 9

みんなの速



お知らせ

募集

優良運転者を表彰

竜ヶ崎警察署と竜ヶ崎地区交通安全協会では、優良運転者を表彰するため、次により申し込みを受け付けます。該当すると思われる方は、8月31日までに申し込みください。なお、表彰者数に限りがあります。定数に達した場合は、来年度以降の表彰になる場合もあります。

■該当者

- ・竜ヶ崎地区交通安全協会の会員であること
- ・十年以上安全運転を続け、他の模範となっていること
- ・五年以上無事故無違反であ

8月の納税

- ◇ 町 県 民 税 2 期 ◇
 - ◇ 国民年金保険料 5 期 ◇
 - ◇ 国民健康保険税 3 期 ◇
- 徴収日は8月31日です。

ること

■持参品 運転免許証、無事故無違反証明書（安全協会の窓口でも申し受けます）

■申込み・問合せ 竜ヶ崎地区交通安全協会

☎ 62-6246

排水設備主任技術者資格試験

下水道協会茨城県支部では、平成十年度排水設備主任技術者資格試験を、次のとおり実施します。

■受験資格



生活

個人事業税の

お知らせ

法令で定める事業を個人で営む方には、「個人事業税」が課税されます。

納税は、原則として8月と11月の2期に分けて、県税事務所から送付される納税通知書（納付書）により、最寄りの金融機関等で納めていただきます。ただし、納税が1万円以下の人については、8月に全額を納めていただきます。また、個人事業税には便利な

- ・短期大学、または、高等専門学校を卒業し一年以上、あるいは、高校などを卒業し三年以上、下水道や水道工事の設計・施工について、実務経験のある者
- ・続けて七年以上、下水道や水道工事の設計・施工について、実務経験のある者

■試験日

11月6日

■受付期限

8月31日まで

■問合せ

都市計画課まで

☎ 内線 153

流通経済大学生

（外国人留学生）に

良質なアルバイトの紹介を

流通経済大学には現在約300人の私費外国人留学生が在学しています。

近時アジア通貨危機及び日本国内の経済事情等により、仕送りが途絶え授業料の滞納や、退学者が増えている現状です。また、健全なアルバイトが少なく、水商売の深みにはまるケースや、オレンジャード偽造に巻き込まれ日本から退去を命じられた女子留学生もいます。

こうした厳しい現状をご理解いただき外国人留学生に質の良いアルバイトの紹介をお願いします。

■問合せ先

流通経済大学

☎ 64-00001

口座振替による納税制度もあります。手続きは口座をお持ちの金融機関（郵便局は除く）で簡単にできますので、ぜひご利用ください。

■問合せ先 茨城県江戸崎県

税事務所（直税第1係）

☎ 0298-9216111

休 日 診 療 当 番 医

◇江戸崎地区

【8月】

23日 坂本(美)医院 0298-92-2627

30日 角崎クリニック 0297-87-6030

【9月】

6日 古橋医院 0299-78-3770

13日 鈴木クリニック 0298-92-3640

15日 池延医院 0297-87-2070

◇竜ヶ崎地区

*上段が内科、下段が外科です。

【8月】

23日 八代内科医院 64-1710

青木医院 64-3131

30日 村井内科医院 62-3380

飯野クリニック 60-2323

【9月】

6日 兼子内科 64-3105

朝野医院 62-0178

13日 池田病院 64-1152

牛尾外科病院 66-6111

15日 秋山診療所 64-1651

野村医院 62-6561

*診療を受ける際は必ず電話
で確かめてください。



平成10年住宅・土地統計調査が行われます。

住宅・土地統計調査は、住宅・土地に関する大規模で最も基本的な統計調査です。この調査は昭和23年以来、住宅統計調査として5年ごとに行われてきましたが、今回から調査内容を充実し、「住宅・土地統計調査」と名称を変えて実施します。

この調査は、暮らしやすい住宅、ゆとりある生活環境を実現するための住宅建設計画、都市計画、環境整備計画など、国や自治体が国民の住生活に関する施策を進める上での重要な資料となります。

調査は、10月1日現在で、全国の約400万の世帯を対象に行われ、この町内も対象地域となっています。調査対象となるお宅には、9月23日から知事が任命した調査員が調査票を持って伺います。

調査内容は、法律により統計以外の目的に使用することは固く禁じられていますので、安心してご協力ください。

家と土地 暮らしのための 基礎調査

問合せ先 企画財政課
統計係(内線211)

7月

町長の動き

- 1日(水)庁議、さつき会研修(2日)
- 2日(木)管内4路線道路整備期成同盟会総会
- 3日(金)県南広域水道連絡協議会、規模拡大農家協議会総会
- 6日(月)圏央道を促進する町民の会
- 7日(火)江戸崎ライオンズクラブ来庁
- 9日(木)更生保護婦人会総会、利根川沿岸区長会議
- 10日(金)水田面積調整協議会
- 12日(日)町民バレーボール大会、遺族会壮年部移動総会(13日)
- 14日(火)町交通対策協議会、
- 16日(木)家庭排水浄化推進協議会
- 17日(金)推進センター会議、計画出荷推進協議会、保健推進員研修(18日)
- 19日(日)綱引き大会
- 21日(火)交通街頭キャンペーン、入札
- 23日(木)交通指導隊研修(24日)
- 27日(月)交通街頭キャンペーン、生小建設地元説明会
- 28日(火)交通街頭キャンペーン、生小地鎮祭、下水道運営審議会
- 29日(水)交通街頭キャンペーン
- 30日(木)水道運営審議会、教育委員会・校長会合同研修(31日)
- 31日(金)推進部会設立総会

9月のゴミ収集カレンダー

資 源 回 収 日				燃えないごみ収集日			
A地区	8、22	C地区	1、29	A地区	12	C地区	26
B地区	9	D地区	2、16、30	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				プラスチックごみ収集日			
全地区	毎週月曜日と金曜日			全地区	毎週木曜日		
粗大ごみの予約収集日				8月中の予約 → 9月5日			
■問合せ先 都市計画課 環境衛生係 ☎ 内線155、156							

心配ごと相談所

- ・ 9月1日(火) 午前10時～正午
- ・ 9月16日(水)

◇ 会 場 旧西共同利用施設

◇ 問合せ先 社会福祉協議会

☎ 84-2830

ぼくの わたしの

夢

[金江津保育所]



菅原 佑太くん
パイロット



田中 勝敏くん
パイロット



飯田 悠真くん
おまわりさん



佐藤 直哉くん
パイロット



片野 達也くん
パイロット



服部英利子ちゃん
ケーキ屋さん



鈴木 加奈ちゃん
お花屋さん



酒井よし乃ちゃん
お人形屋さん



松本 彩ちゃん
クッキー屋さん

俳句

かわち俳句会

夏掛を蹴らして子の臍いとお

飯塚 まさよし

よじのぼり我物顔の凌霄花

平川 和楓

無欲にはなれぬ人生夕涼み

篠本 しげる

旅立つや齡忘れて夏帽子

鴻野 たけ

野の花の彩とりどりに町つなぐ

山本 かつ

利根越えて祭笛聞く夜もすがら

吉田 四郎

十葉や作務衣に過すひと日かな

橋爪 かん

梅雨寒やもろ手につつむ萩茶碗

川口 ふく

新涼の水よりすくう絹豆腐

本橋 澄江

間のぬけし仏陀の前のはえゆ

田中 白茅

万物にそそぐ慈雨なり草茂る

杉原 利代

神棚の小達磨にらむ夏座敷

津根 としお

涼風をさがして今日も終わりかな

飯島 ヨシノ

青のれん過去をかくして灯をともし

中山 千代

青田風小波の視野に遠筑波

大森 つや

風鈴のとざれてありし風の筋

大塚 一重

やせ猫の土間にのびる大暑かな

田沼 和子

小さな子にお神酒いたたく夏祭

諸岡 照

移りゆく時の流れや星祭

石井 一江

恵縁や又も追いくる送り梅雨

神崎 迪太郎

ローマ字の願いもありて星まつり

鴻巣 三郎

風に本めくれておりして夏座敷

鈴木 桐葉

短歌

かわち短歌会

蛙に寝て稲田に水引く夜の空こぼるるばかり星光りるき
李白の詩旧友と語らい又一杯白き雨脚あじさい濡らして
遠慮がらに小花掲ぐる南天の雨に耐へるるけなげさ愛しも
轟々と谷間に遡る源流の大河となりて面の魚抱く
戸口まで辿り着きたる我が母の杖置きし音確と聞きたり

青木 保
山口 龍四郎
太野 文子
田中 つねお
山田 幸夫

町の歴史 あれこれ

町史編さん嘱託員 鈴木 久

河内の検地帳 (その2)

名主弥右衛門が検地の案内

片巻村の成り立ちや検地帳を調べる上で参考になる資料が篠田克弥家文書にあります。克弥さんの曾祖父良輔氏の「履歴」というものです。

良輔氏の先祖は代々弥右衛門を称し四国土州の長曾我部の流れをくみ、元和年中(一六一五―一二三)当地に移り住み、初め魚漁を営み、開墾をすすめ、正保二年(一六四

五)堀田加賀守(正盛)の検地を受け、片巻村庄屋を申し付けられます。その後正盛の子正信(上野介)の時代有名な佐倉惣五郎直訴事件がおこ

ります。正信改易後松平和泉

守が寛文元年(一六六一)館林から入封し、片巻も寛文一

一年(一六七二)天領一・五石(流作場新田)を除き和泉

守の検地を受け、その後しばらくは領主は変わるものの佐

倉藩の支配が続く、天領部分については代官の検地があり、

その都度名主弥右衛門、三十三郎、五郎左衛門、甚七郎らが案内を勤めています。

検地と佐倉惣五郎

篠田家文書の享保七年(一七二二)『田方改野帳』『畑方改野帳』で片巻村の検地の経過を見てみますと、

本 田 七町三反九畝二九歩
古新田 七町九反四畝二六歩
新々田 八町歩

屋敷 五反二畝一九歩
畑 七町八反六畝一九歩

寅畑 九反六畝一七歩
右のうち本田と屋敷、畑は

ほぼ堀田加賀守の正保二年の検地のもので、古新田が寛文

一年松平和泉守の検地、新々田と寅畑は享保七年(寅年)の

高入りで、佐倉藩がいかに新田開発に力を入れ石高を増や

そうとしたかがわかります。この時期年貢率も急上昇しま

す。はじめ天領であった金江津村も正保二年、加賀守の検地をうけ、続いて上野介、和泉守の検地を受け、佐倉藩に属しますが、福田三郎家に伝わる『福田私記原本』に興味ある記述があります。

「承応元年(一六五二)堀田上野介領地となる。この時堀田氏姦吏(不正をはたらく役人)多く政を失い、百姓大いに苦しむ。ひとり宗五郎という者あり、身は架上に掛かりてその民を生かす。満慶(福田伝三郎)事情を悟り世事を棄て仏道を愛し、福田諸族と謀り大島に庵を建つ。万年山大島寺大洞庵という」(原文は漢文)。このように片巻・金江津の農民の生活にも惣五郎の直訴事件とその処刑は大きく係わっていたのです。



▲ 正保2年の片巻村検地帳
(篠田克弥家所蔵)

弥右衛門が光圀の出迎え

貞享年中、弥右衛門は水戸

光圀が香取神宮御参拝の折出迎えに出て御真蹟を頂戴して

います。篠田家には「源義公様諸国神社御参拝之和歌」という巻物が伝わっていますが、

「御真蹟」となれば大変な発見ということになります。香

取神社では貞享元年(一六八四)三月光圀参拝の際の御手

植の桜を黄門桜として伝えており、弥右衛門の光圀出迎え

の話と符合します。

田安家御用旗

篠田家には田安家御用旗が

遺されています。これが良輔氏「履歴」中の「天明年中御

鹿狩ノ節八郡中取締役被申付



▲ 田安家御用旗 (篠田克弥家所蔵)

宰領旗」との記述に当たるものであれば、鹿狩りの際動員された村民の宰領(取締)に使われたものと思われます。

片巻村は一部天領を除き大部分が、延享三年(一七四六)御三卿の田安領一〇万石成立

の際その支配に入り幕末に至ります。幕末の片巻村の村高

は三三九・八石、うち田安領石高は三三七・九石、家数五

三軒、僅かに一・五石が天領でした。

篠田弥右衛門は慶応元年(一八六五)田安家から一刀

割羽織御免を仰せ付けられ、明治新政府になつては戸長及

び勤農方を勤めています。

戸籍の窓

7月届出分（敬称略）

おめでた

赤ちゃん	保護者	地区
羽 蘭	飯 田 幸 寿	上金江津
大 智	宮 澤 恭 一	上金江津
伊 緒	古 手 敦	早 井
涼 真	〃	〃
沙 緒	〃	〃
綾 香	石 川 敏 之	堤
恵 生	大 川 裕 之	十 里
孔 兵	佐 藤 明	保 村
海 帆	野 澤 秀 幸	上 組

広報7月号で「おめでた」の保護者名で柳葉満さんは柳葉明久さんの誤りでした。お詫びして訂正いたします。

おくやみ

氏 名	年 齢	地 区
篠 田 喜代志	87	片 巻
諸 岡 昭四郎	69	角 崎 町 歩
田 仲 秀 行	30	十三 間 戸
四月 朔日 四郎	80	下 組
磯 邊 誠	82	下 組
高 橋 清	51	和 銅 谷
諏 訪 や す	87	田 川
秋 山 さ た	80	片 巻
青 野 州 男	62	上 金 江 津
上 原 三 男	52	下 町 歩
織 原 千 秋	90	手 栗

*掲載を希望されない場合は、届出の際に申し出て下さい。

町の人口と世帯

平成10年8月1日現在
人 口 12,015人（+3）
男 5,944人（-2）
女 6,071人（+5）
世帯数 3,200戸（+1）

文化財

13

かわちの



曲流舎句碑群

所在地 金江津4194番地
所有者 大洞院代表役員
佐々木廣宣氏

石像十二基。

天保年間から明治にかけての曲流舎の往時をしのぶ重要な史跡。製作年代は文久2年から昭和2年で作者は曲流舎関係者。

写真は「海保可川作」初代曲流舎句碑で「しぐるるや稲づまからの空うつり」と刻まれている。

広報

かわち

編集 河内町秘書広聴課

〒300-1392

平成10年8月15日発行

茨城県稲敷郡河内町源清田1183